

くらしと

「くらしと」は? 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしと」と名付けられました。

も

く

じ

知って安心! 暮らしの情報

防災グッズを見直そう ……………

2

トラブル PICK UP

「火災保険で住宅修理ができる」と勧誘されたが… ……………

3

おしらせ

イベント情報 ……………

4



食べてみよう!

大阪の食

ガザミ

クイズ

ガザミは遊泳力が強く、ときに生活場所を大きく移動します。この特徴から別名何と呼ばれているのでしょうか?

クイズの答え 3 ページ下段へ ➡

くらしのトピックス

●消費生活センターの名前を名乗る電話にご注意ください

消費生活センターの職員を名乗り、「転換社債についてのパンフレットは届かなかったか」といった電話をかけ、パンフレットが届いたと答えると、当該事業者は大丈夫だと安心を与えて購入させるような劇場型詐欺と思われる事案が発生しています。

消費生活センターが、相談中の方以外に電話をするようなことはありません。また、特定の事業者の信用の有無に関する情報を提供するようなことも絶対にありませんので、そのような電話があった場合には信用することのないようにご注意ください。

●健康食品の悪質な電話勧誘に注意しましょう!

突然電話をかけてきて、親しげに話しかけ健康や体



調に関して質問をし、消費者の関心を引いて高額な健康食品を勧め、購入させられたといった被害が発生しています。勧誘の電話にはきざんとした対応を示しましょう。また、いらない時ははっきりと断りましょう。

●美容医療サービスの勧誘トラブルに注意しましょう!

美容医療の販売方法や広告等に問題のある相談が多数寄せられています。広告だけに頼らず、しっかり情報収集しましょう。不安をあおったり、割引を強調したり、その日に施術を迫るなど問題のある勧誘が行われています。いったん契約すると無条件で返金を受けることが難しく、すでに施術を受けていると返金交渉が困難になるので、慎重に契約するようにしましょう。

防災グッズを見直そう

「備えあれば、憂いなし」と昔から言われていますが、地震など、いざという時のために用意しておく「防災グッズ」は、大切な備えのひとつです。東日本大震災以降、あちこちで「防災用品コーナー」を見かけますが、品ぞろえはさまざまです。本当に必要なものは何かをよく考えて、わが家の防災グッズを見直してみませんか。

何が本当に必要か

「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」(神戸市)では、阪神大震災の経験を生かして「非常時持ち出し品チェックリスト」を作成し、配布してきました。しかし、その後の社会の変化や、去年の東日本大震災を契機に、新しいチェックリストを作成しました。

改訂版では、従来「非常時持ち出し品」(1次の備え)と「ライフラインが復旧するまで、自給自足でしのげるストック用」(2次の備え)の2段階に分けて考えていた防災グッズに、新たに、携帯できるものは常にバッグやポケットに入れて持ち歩こうという「0次の備え」※を追加して、3段階の備えにした点です。これは、自宅以外で被災した人や帰宅困難者が多かった東日本大震災の教訓から、いつ、どこで被災するかわからない災いへの安心感を持ち歩こうということからです。

また、リストに入れる品目も、社会の変化に対応して見直しや変更が求められます。携帯電話や身分証のコピー、ホイッスル、大判のハンカチ、安全ピン、ポリ袋などは新たに付け加えた品目です。チェックリストは同センターのホームページ (www.dri.ne.jp) の防災グッズチェックリストからダウンロードできます。

防災用品に特別なものはいらない

「0次の備え」は、防災グッズを非常時専用の特別のものとは考えず、毎日持ち歩いて使いながら、補充していくという考え方から生まれました。

また、防災グッズが手元にない時のために、普段使っている身近なもので代用できる知恵を身につけておくとう便利です。公益財団法人 市民防災研究所では、懐中電灯やローソクがない時のために、身近にあるもの(アルミホイル、ティッシュペーパー、食用油、ガラスのコップ)を使って安全なランプを作る方法や、ガスが止まった時の煮炊き用にビールの空き缶を利用して作る即席コンロの作り方を、ホームページ (www.sbk.or.jp/) で紹介しています。

グッズを揃える心がけ

*一年に2回は、チェックしよう!

チェック日を決めておこう・賞味期限(おいしく食べられる期限)や使用期限(電池・薬)をチェックしよう

※0次の備え——いつもケータイ!

飲料水(500ml)	筆記用具	使い捨てカイロ
携帯食	現金(10円硬貨含む)	ハンカチ(大判)
ホイッスル	救急用品セット	てぬぐい
懐中電灯	持病薬	安全ピン
携帯ラジオ	常備薬	ポリ袋
携帯電話	マスク	雨具
連絡メモ	簡易トイレ	ふろしき
備えリスト	ティッシュペーパー	
身分証明書	トイレットペーパー	



震災に関連した悪質商法(点検商法・消火器販売等)の相談が寄せられています。困った時は消費生活相談窓口にご相談しましょう。

トラブル PICKUP

「火災保険で住宅修理ができる」と勧誘されたが…

◆◆◆◆ トラブル事例 ◆◆◆◆

- 近所で外壁塗装工事をしているという業者が訪ねてきて「工事中に、お宅の屋根が壊れているのが見えた。火災保険で修理ができる」と、執拗に屋根の修理を勧める。不審である。
- 自宅に「屋根工事のお知らせ」と書かれたチラシが投げ入れられた。チラシには「お宅の屋根の状況は風による損害を受けている恐れがある。火災保険に加入していれば風災が適用される可能性がある。手続き費用は一切かからない」と記してあった。不安になり連絡すると、自宅の屋根の写真と見積書、工事請負契約書を持って業者2人が訪ねてきた。「火災保険を使うので自己負担はない」と強く勧められ、断り切れずに契約した。その後、保険が下りたかどうか確認の電話がその業者から何度もかかってくる。解約したい。



◆◆◆ 解説とアドバイス ◆◆◆

訪問や電話、チラシなどで「火災保険に加入していれば、自己負担なく家の修理ができる」と持ちかけ、強引に住宅修理工事契約を結ばせるトラブルが増えています。

保険金をあてにして契約を結んだものの、保険会社から自然災害による損害と認められず、保険金が支払われないことがあります。また、工事がずさんだったり、不要な工事までされたりするトラブルも発生しています。

火災保険には、台風などによる自然災害を補償するものがあり、風災なども補償対象になっている場合が多いのは事実です。しかし、経年劣化によるものは対象外です。

トラブルになっているほとんどのケースで、消費者は業者に勧誘されるまで、屋根工事などの住宅修理をしようとは思っていませんでした。自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償の対象になる場合があることを知らない消費者を狙った手口といえます。契約をしてしまった場合でも、契約書面を受け取った日を含め8日以内なら、クーリング・オフ(無条件解約)が可能です。

このようなトラブルに遭わないためには…

- 自然災害で住宅が損害を受けた場合の補償範囲や補償内容、申請の方法などについて、自分が契約している損害保険会社か代理店に確認しましょう。
- 工事の契約をする前に、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

困ったときには、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

今月の大阪の食

ガザミ

ガザミはズワイガニやタラバガニのように脚の肉は多くはありませんが、胴の部分の肉は旨みが強くなめらかな食感です。かにみそや内子(卵巣)も

クイズの答え

ワタリガニ

非常においしく、塩ゆでにして食べるほか、中華料理やイタリア料理などにも広く使われています。



大阪府・大阪市連携講演会のご案内

くらしの知っ得！講演会

(イブニングセミナー)

テーマ **人はなぜだまされるの？**

～消費者心理の不思議～

「私は大丈夫!」「私はだまされない!」それって、本当!?
聞いてみれば納得! たくさんの人が被害にあうには理由があった!

日時 **9月28日(金) 18時30分～20時00分**

場所 **大阪市中央公会堂 3階 小集会室**

【住所】〒530-0005

大阪市北区中之島1丁目1番27号

【最寄駅】地下鉄御堂筋線・京阪電車:

淀屋橋駅

地下鉄堺筋線・京阪電車:

北浜駅

京阪電車で中之島線:

なにわ橋駅



講師 **村 千鶴子**

(東京経済大学 現代法学部教授・弁護士)

定員 **80人** (申し込み先着順)

申し込み方法 電話、FAX、メール、郵送、
(財)関西消費者協会 HP

申し込み・問い合わせ先

(財)関西消費者協会

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

ATC ITM 棟 3 階

TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

E-Mail:staff@kanshokyo.jp URL:http://kanshokyo.jp/

主催:大阪府・大阪市

企画・運営:(財)関西消費者協会



大阪市

くらしの達人!わんデー講座

テーマ **エンディングノートのすすめ**

～これからの人生設計や相続・遺言について～

内容 今回の講座では、エンディングノート(生前の意思表示・人生の振り返り)の書き方や遺言との違いについて学びます。また、相続でのトラブルを避けるためにはどうしたらよいかということについても解説します。

日時 **9月13日(木) 14時00分～15時30分**

場所 **難波市民学習センター 講堂**

【住所】〒556-0017

大阪市浪速区湊町1丁目4番1号OCATビル4階

【最寄駅】地下鉄:なんば駅、JR:JR難波駅、近鉄:南海:難波駅

対象 **大阪市内在住・在勤・在学の方**

定員 **70人** (申し込み多数の場合は抽選)

ふたむら

ゆうすけ

講師 **二村 祐輔** (日本葬祭アカデミー教務研究室 代表)

締め切り日 **9月6日(木)**

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 **一時保育はありません。**

申し込み・問い合わせ先 **大阪市消費者センター**

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎ **06-6614-0999**

毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く) ※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

エルちゃん

大阪府

くらしのナビゲーターによる

高齢者向け消費者問題ミニ講座

撃退! 悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

「くらしのナビゲーター」とは、大阪府の養成講座を修了したボランティアです。

テーマ **高齢者に被害の多い悪質商法とその対策など**

時間 **30分～1時間**

定員 **1回10人～50人まで**

その他 土・日・祝日・夜間も派遣します。
(年末・年始は除きます)

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会

TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

くらしのナビゲーター ミニ講座

検索



大阪府消費生活センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活
相談

☎ **06-6616-0888**

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール
相談

府消費生活 電子メール相談

検索

(年末年始、土・日・祝日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談 (年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索